

## 患者様へのご案内（保険医療機関における書面掲示）

当院は保険医療に関する『指定医療機関』となっております

・保険証の確認は、毎月、月初めに（マイナンバーカードの保険証の場合は毎回）行うことになっておりますのでご提示ください。

・新しい義歯（取り外しできる入れ歯）を作るときの取り扱い

新しい義歯を保険で作る場合には、毎回製作時より6ヵ月以上を経過していなければなりません。他の歯科医院で作られた義歯の場合も同様です。

当医院では診療情報の文書提供に努めています

医療情報の活用について

・当院は質の高い診療を実施するため、オンライン資格確認や診療情報共有サービスのデータ等から取得する情報を活用して診療をおこなっています。

個人情報保護法を順守しています

・問診票、診療録、検査記録、エックス線写真、歯型、処方せん等の「個人情報」は、治療目的以外には使いません。

明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行致しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行致しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用推進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋料を発行すること※）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とはお薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。

そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

当院では下記の施設基準を取得しています

(時間外3) 時間外対応加算3

(歯初診) 初診料(歯科)の注1に掲げる基準

(外感染1) 歯科外来診療感染対策加算1

(がん指) がん治療連携指導料

(歯訪診) 歯科訪問診療料の注15に規定する基準

(歯CAD) CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー

(補管) クラウン・ブリッジ維持管理料

(酸単) 酸素の購入単価

歯科初診料の注1に規定する基準

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた歯科医師及びスタッフがおります。